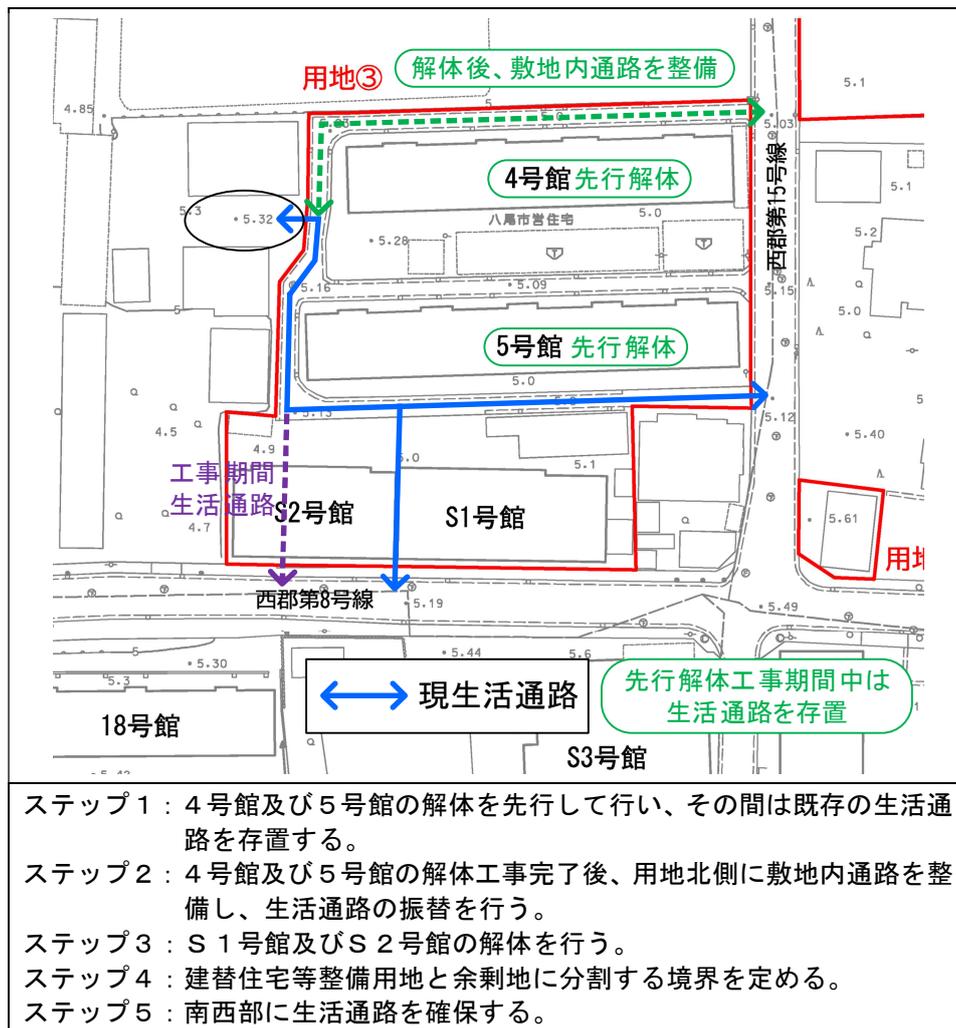


## 別紙2 建替手順及び入居者移転計画（案）

### 建替手順

- 各事業用地において、既存建物及び構造物の除却を行い、建替住宅等を整備する。
- 事業用地①及び事業用地③については、用地内に埋設された隣地へ接続する水道管の移設切替を解体又は建設工事において実施する。
- 事業用地③については、用地内に確保している西側隣接住宅の生活通路を解体及び建設工事期間中において、継続して確保する必要がある、解体工事にあたっては下図に示す手順案を参考に実施する。



### 入居者移転計画

- 移転対象住宅（14～23号館、28号館）からの移転は、建替住宅完成後に移転を開始する。